

福岡国税局業務センター春日分室の開設に当たり特に留意すべき事項

○ 提出方法

- ・ e-Taxで提出する場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信
- ・ 書面により窓口で提出する場合は、従来どおり、所轄税務署の窓口で提出
- ・ 書面により郵送で提出する場合は、春日分室へ送付

【留意事項】

- ・ 所轄税務署に郵送で提出した場合は、原則、開封することなく春日分室へ移送されるため、春日分室に到着するまで数日を要す
 - 所轄税務署で対応する事務に関する書類を郵送する場合は、明示が必要（後述参照）
- ・ 申告書等を春日分室に直接持ち込むことは不可
- ・ 春日分室に時間外収受箱の設置予定なし

○ 春日分室の執務開始日及び所在地の広報

- ・ 国税庁ホームページにおいて、執務開始日を11月中旬と掲載しており、所在地については令和6年11月以降に掲載（広報）予定

○ センター化後に所轄税務署の窓口で対応する事務

- ・ 国税の納付、納税証明書の交付請求、面接による相談などの窓口事務は、従来どおり、所轄税務署で対応

【留意事項】

- ・ 所轄税務署で対応する事務に関する書類を郵送する場合は、封筒に明示が必要
 - 明示がない場合は、春日分室に移送された後、所轄税務署へ再移送
- （例）納税証明書の交付請求書 → 「納税証明書交付請求書在中」と記載
調査担当者に提出書類を郵送 → 「〇〇部門〇〇調査官宛」と記載

○ その他

- ・ 春日分室は、他の業務センター（分室）と同様、電話相談や申告書等用紙の送付は不実施
- ・ 行政指導事務等で、納税者等に確認を要す場合は、春日分室の職員が電話連絡等をする場合あり
- ・ 福岡国税局業務センターで実施している全署を対象とした業務については、引き続き、同センターの職員が電話連絡等を実施